実質化された人・農地プラン

	市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
Ī	桜井市	茅原地区	令和4年12月7日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.3 ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.1 ha			
③地区内における <u>70</u> 才以上の所有者の面積の合計	13.6 ha			
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha			
④地区内において中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0.4 k				
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

盆地のふちにある地域で、平地部の農地も多いが地区の東側は斜面に農地がある。斜面についてはみかんや柿等の果樹を植えていることが多い。 兼業農家が多く、素麺作りを行いつつ、いくばくかの農地を維持管理する、という農家が多い。 平地部については担い手に一度は集積していたが、離農したため遊休農地化した農地が増えている。遊休農地の解消のため、新規に担い手を募り、耕作を支援している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状では各農家毎に耕作が出来ないため、中心経営体への集積を行っている。今後さらに離農が進む場合は中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進める。

前述の通り、遊休農地の解消が課題となる。新規に担い手となった者に集積を行うことになっているため、その支援を行っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現	現状		今後の農地の引受けの意向	
商 江	(氏名•名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	А	稲作 露地野菜	1.2 ha	稲作 露地野菜	1.2 ha	茅原
	В	稲作	1.5 ha	稲作	1.5 ha	茅原
認農	С	稲作(WCS) 大豆・野菜	6.6 ha	稲作(WCS) 大豆・野菜	6.8 ha	大泉·茅原·芝 上之庄·大西
認農	D	稲作 野菜	0.9 ha	稲作 野菜	1 ha	田原本町 大泉・茅原
	Е	稲作	2 ha	稲作	2.1 ha	茅原
計	5経営体		12.2 ha		12.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

以前より農地を貸す意向の農家が多く、一時は特定の担い手に集積を行っていた。しかし、その担い手が離農し、農地を荒らしてしまったことから地域として貸し付けに対する若干の不信感が存在している。

しかし、現状のまま荒らすわけにもいかず、地域に近い農家に依頼し、再度集積を行ってきているところである。

農地中間管理機構の活用方針

上記の通り、新たな担い手を設定し、集積を行っている。その際には中間管理機構を活用しており、今後も営農の状況を見つつ集積をしていく。

基盤整備への取組方針

現状ある程度整った農地が多く、耕作も大きく困難ではない。多少の整備は必要になるが、大規模な基盤整備は必要ないと思われる。

新規・特産化作物の導入方針

現状、特に案はないが、水稲及び転作を行うにあたり栽培が適している作物を検討する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

獣害対策を行い、また猟友会に依頼し檻の設置等を行っている。ただし、被害は常にあるため、今後とも対策を していく必要がある。

災害対策への取組方針

| 即座に土砂崩れ等は起きないと思われるが、昨今の気候事情を鑑み、農作業の合間に見回りを行い、必要に |応じて災害対策を行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)			
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。